

新宿区障害児等巡回指導実施要領

平成 19 年 4 月 23 日 19 新福子子支第 252 号課長決定

平成 20 年 4 月 1 日 20 新子サ事第 19 号課長決定

平成 23 年 4 月 1 日 新子総児第 119 号所長決定

平成 31 年 3 月 29 日 新子総運第 8373 号所長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、新宿区学童クラブ障害児等利用要綱（平成 7 年 1 月 18 日新福管 1619 号区長決定）第 10 条に基づき、学童クラブを利用する障害児等の健全な育成を図り、職員の適正な対応に資するための巡回指導を実施し、これに必要な事項を定めることを目的とする。

(巡回指導員の委嘱)

第 2 条 巡回指導に従事する者（以下「巡回指導員」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当する者から子ども家庭支援課長（以下「課長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害児等に関する専門的な知識及び経験を有すること
- (2) 心身ともに健康で、意欲をもって職務を遂行することができること
- (3) 前 2 号のほか、所長が必要と認める要件

(巡回指導員の委嘱期間)

第 3 条 巡回指導員の委嘱期間は、1 年以内とする。ただし、課長が必要と認める場合においては、更新することができる。

(巡回指導員の職務)

第 4 条 巡回指導員の職務は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 学童クラブを訪問し、当該学童クラブを利用する障害児等について、学童クラブ等担当職員に助言・指導を行い、訪問から概ね 2 週間以内に「巡回指導票」を作成し、所長あて提出すること。
- (2) 子ども家庭支援課が主催する研修又は事例検討会に出席し、専門的な立場で意見を述べ、又は情報提供をすること。
- (3) 前 2 号のほか、課長が必要と認める事項

(巡回指導員への謝礼)

第 5 条 巡回指導員への謝礼は、1 時間単位とし、区で定める研修等講師謝礼の基準額を目安として、対象となる学童クラブでの巡回にあたる時間及び準備・評価にかかる時間も勘案し、報償費を支払うものとする。

(巡回指導員の解職)

第 6 条 巡回指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により解職を申し出たとき
- (2) 心身の故障等により、職務の遂行に支障があると認められたとき

(3)職の必要性がなくなったとき

(4)その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められたとき

(巡回指導員の守秘義務)

第7条 巡回指導員は、巡回、相談及び会議等で知りえた個人情報に関して、一切人に漏らしてはならない。

2 巡回指導員が作成した「巡回指導票」に記入された内容は、当該障害児童への学童クラブ等での指導に資するために用いるものとする。ただし、当該障害児等に関わる他の関係機関と連携を行う上で必要な場合には、守秘義務等必要事項の確認を行った上で用いるものとする。

(障害児等に関する記録)

第8条 学童クラブ等担当職員は、障害児等の状況を日常的に観察及び記録を行うよう努め、当該児童についての巡回指導が実施される概ね2週間前までに、別紙「児童状況記録票」により当該児童の状況を記録し、課長に提出する。

2 課長は、保護者の了解を得た上で、前項による「児童状況記録票」を巡回指導員に提供する。

3 「児童状況記録票」に記入された情報は、当該障害児童への指導に資するために用いるものとする。ただし、当該障害児等に関わる他の関係機関と連携を行う上で必要な場合には、守秘義務等必要事項の確認を行った上で交換を行うものとする。

(巡回指導の活用)

第9条 学童クラブ等担当職員は、巡回指導の評価結果等を学童クラブ・児童館内で共有し、障害児等への支援に活用するよう努めるものとする。

2 課長は、巡回指導の終了後も、必要に応じて研修又は事例検討会を行い、障害児等への支援が適切に行われるよう努めるものとする。

(事務局)

第10条 巡回指導に関する事務局は、子ども家庭支援課に置く。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、課長が別に定める。

附則 この要領は、平成19年5月1日から適用する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附則 この要領は、平成31年4月1日から適用する。